愛知県における化学物質の環境への排出量等(平成28年度分)について

第1 平成28年度の排出量等集計結果について

1 届出事業所数、排出量等の概要

届出対象となる物質は、トルエン、キシレンを始め、人の健康や生態系に悪影響を 及ぼすおそれのある 462 種の化学物質です。また、届出対象となるのは、年間の取扱 量が1トン以上で、かつ、従業員が21名以上の、製造業など24業種の事業所です。

	届出事業所数	届出排出量 (トン/年)	届出外排出量 (トン/年)	全排出量(トン/年)	届出移動量 (トン/年)	届出取扱量 (トン/年)
平成28年度	2,013	10,672	13,201	23,873	26,957	3,745,556
平成27年度	2,055	10,910	12,299	23,209	25,816	3,762,169
前年度差	△ 42	△ 238	902	664	1,141	△ 16,613
増減率	△ 2.0%	△ 2.2%	7.3%	2.9%	4.4%	△ 0.4%

表 1 届出排出量·届出取扱量等

2 「全排出量」の構成

「全排出量」は、県内 2,013 の事業所から届出された「届出排出量」と、届出対象とはならない事業所や家庭、自動車等からの排出量を国が推計した「届出外排出量」の合計です。

平成28年度の本県の「全排出量」は23,873トンで、27年度と比較すると664トン(2.9%)増加しました。

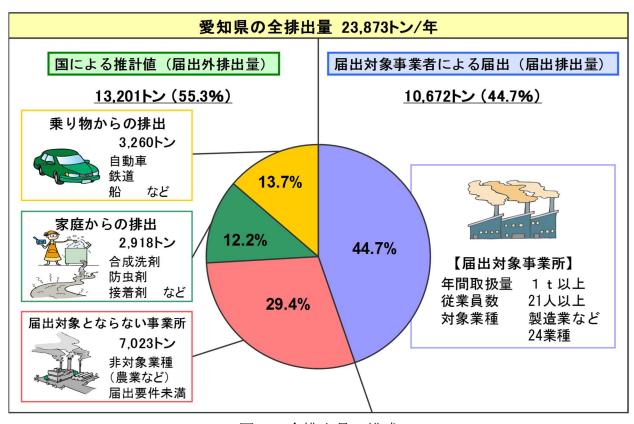
全排出量の内訳では、事業者からの排出量(届出対象の事業所 10,672 トンと届出 対象とならない事業所 7,023 トンの合計)が 74.1%(17,695 トン)を占めています。

		全排出量(トン/年)						
	届出排出量		合計					
	旧山排山里 (トン/年) 	届出外 対象業種	非対象業種	家庭	乗り物 (自動車など)	小計	(トン/年)	
平成28年度	10,672	3,230	3,793	2,918	3,260	13,201	23,873	
平成27年度	10,910	3,281	3,513	2,948	2,558	12,299	23,209	
前年度差	△ 238	△ 51	280	△ 30	703	902	664	
増減率	△ 2.2%	△ 1.6%	8.0%	△ 1.0%	27.5%	7.3%	2.9%	

表 2 全排出量の前年度比較

(注) 届出外対象業種: 届出対象業種(製造業など24業種)のうち、年間の取扱量又は従業員数が 届出対象未満である事業者

非対象業種:届出対象となっていない業種(農業、建設業、飲食業等)の事業者



全排出量の構成 図 1

排出量の上位5物質

届出事業者、家庭、乗り物から排出される物質のうち、上位5物質は次のとおり です。

届出排出量(トン/年) 合計 ④ノルマル ③エチル ⑤1,2,4-トリ その他 (トン/年) ②キシレン ①トルエン ベンゼン -ヘキサン メチルベンゼン 物質 平成28年度 2.041 10.672 4.066 1.179 814 504 2.069 4,054 2,223 平成27年度 1,278 740 500 2,115 10,910 前年度差 12 △ 182 △ 99 74 4 △ 46 △ 238 △ 7.8% 増減率 0.3% △ 8.2% 10.0% 0.8% △ 2.2% △ 2.2%

表 3 届出事業者からの排出量

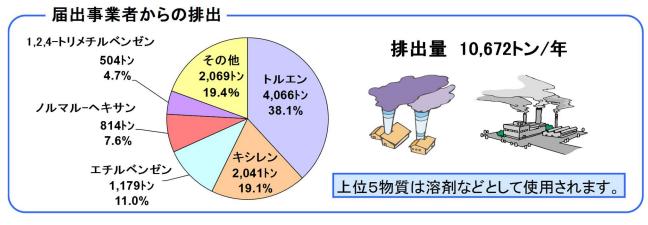


図 2 届出事業者からの排出量の構成

表4 家庭からの排出量

	家庭からの排出量(トン/年)						
	①ポッパオキシェ チレン)=アルキル エーテル	②ジクロロ ベンゼン	③直鎖アルキル ヘンセンスルホン 酸及びその塩	エーテルな本がエフ	⑤ドデシル硫 酸ナトリウム	その他 物質	合計 (トン/年)
平成28年度	1,149	518	438	179	131	502	2,918
平成27年度	1,036	571	497	200	133	511	2,948
前年度差	113	△ 53	△ 59	△ 21	Δ2	△ 9	△ 30
増減率	10.9%	△ 9.2%	△ 12.0%	△ 10.3%	△ 1.3%	△ 1.8%	△ 1.0%

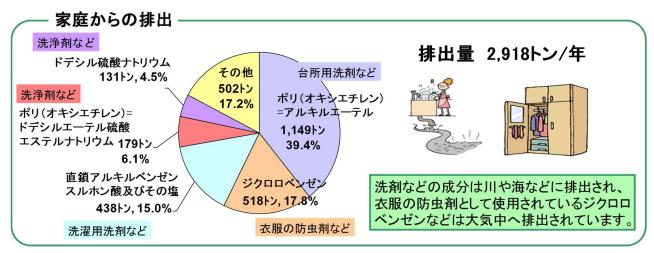


図3 家庭からの排出量の構成

表5 乗り物(自動車など)からの排出量

		乗り物(自動車など)からの排出量(トン/年)					
	①トルエン	②キシレン	③ベンゼン	④ホルム アルデヒド	⑤ノルマル -ヘキサン	その他 物質	合計 (トン/年)
平成28年度	1,141	642	332	314	243	588	3,260
平成27年度	871	539	265	250	165	468	2,558
前年度差	271	103	67	64	78	120	703
増減率	31.1%	19.1%	25.2%	25.7%	47.5%	25.6%	27.5%

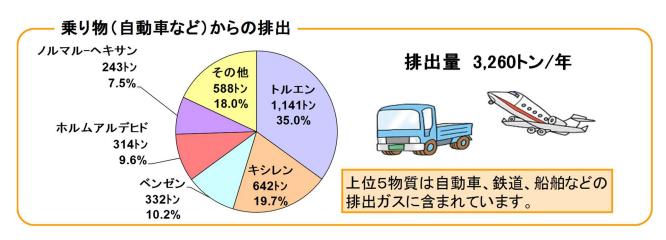


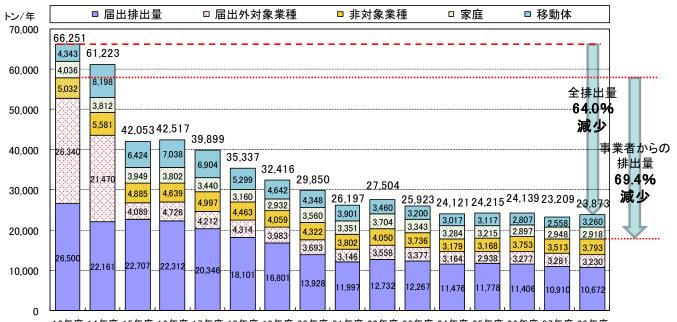
図4 乗り物からの排出量の構成

第2 排出量の推移について

集計を開始した平成 13 年度と比較すると、全排出量は 42,377 トン (64.0%) 減少し、このうち、事業者からの排出量は 40,176 トン (69.4%) 減少しました。

また、「届出取扱量」に対する「届出排出量」の割合は、条例により集計が始まった 平成16年度(0.61%)から低下し、0.28%となりました。

これらは代替物質への転換など事業者の取組によって、環境への排出が削減されたものと考えられます。



13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度
図 5 全排出量の推移

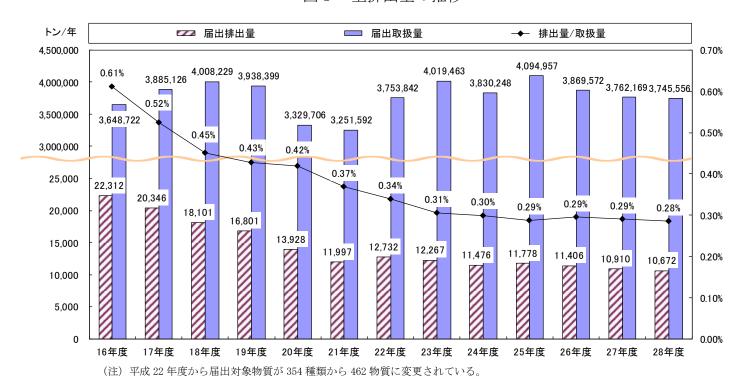


図6 届出取扱量に対する届出排出量の割合の推移

第3 他都道府県との排出量等の比較

排出量等の全国の上位5都道府県は次のとおりで、愛知県は届出排出量、全排出量 及び届出移動量が全国第1位となっています。

表6 排出量等の上位5都道府県

(トン/年)

順位	届出排出量		届出外排出量		全排出量		届出移動量	
1	1 愛知県	10,672	東京都	17,508	愛知県	23,873	愛知県	26,957
'		(10,910)		(16,401)		(23,209)		(25,816)
2	広島県	8,974	平加田	13,201	東京都	19,236	千葉県	16,274
	山	(9,515)	愛知県	(12,299)		(18,064)		(17,279)
,	3 静岡県	8,197	北海道	12,337	埼玉県	16,525	大阪府	14,841
3		(7,917)		(12,130)		(16,210)		(12,572)
1	4 埼玉県	7,140	大阪府	11,129	千葉県	16,379	福岡県	14,283
4		(7,392)		(10,246)		(15,702)		(17,130)
5	兵庫県	6,515	千葉県	10,792	静岡県	16,229	山口県	12,887
5	5 大學宗	(6,626)	丁未示	(9,690)	肝凹乐	(15,296)	山口乐	(11,190)
	- 全国合計	151,430	스로스티	246,729	全国合計	398,159	全国合計	224,494
		(154,677)	全国合計	(229,220)		(383,897)		(220,707)

▼ 詳細は、以下の愛知県ウェブページをご覧ください。

http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/01jigyousya/kekka/28nen/index.html

(検索キーワード「愛知県 化学物質排出量」)

用語の解説

〇 化管法の届出対象となる事業者

以下の①から③の要件を全て満たす事業者。

①業種 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、 下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、 燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、 計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関、 自然科学研究所

- ②従業員数 常用被雇用者 21 人以上の事業者
- ③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取り扱う事業所を有する事業者又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

〇 条例の届出対象となる事業者

化管法の届出対象事業者と同じ。

ただし、廃棄物処理施設や下水道終末処理施設などの特別要件施設は含まれない。

〇 集計対象の化学物質

化管法及び条例により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を 及ぼすおそれのあるものや、オゾン層を破壊するおそれがあるもの等として、排出量等の把 握・届出が義務付けられている化学物質。

なお、平成 20 年の化管法施行令改正に伴い、22 年度から、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更されている。

〇 届出排出量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、大気や河川などの環境中に排出した 化学物質の量。

〇 届出移動量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、廃棄物などとして事業所の外へ移動 させた化学物質の量。

〇 届出外排出量

届出対象事業者以外の排出源から排出された化学物質の量。具体的には、届出対象業種であるが取扱量又は従業員数が届出対象未満である事業者(届出外対象業種)、農業など届出対象業種以外の事業者(非対象業種)、家庭及び移動体(自動車等)から環境中に排出された化学物質の量を国が推計したもの。

〇 届出取扱量

条例により届出対象となる事業者が自ら把握した、化学物質を製造又は使用した量。